

令和 3 年 度

---

---

熊 取 町 教 育 方 針

---

---

熊取町教育委員会

# 目 次

教育方針	1
I 学 校 教 育	
1 令和3年度 学校教育の取組方針	2
2 学校教育の取組内容	
【取組方針（1）基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上】	
取組内容① 学習指導	4
【取組方針（2）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成】	
取組内容② 道徳教育	6
取組内容③ 人権教育	7
取組内容④ 支援教育	8
取組内容⑤ 健康教育	9
【取組方針（3）社会の一員としての自覚と規範意識の醸成】	
取組内容⑥ 生徒指導	10
取組内容⑦ 進路指導	11
【取組方針（4）教職員の資質能力の向上】	
取組内容⑧ 教職員の資質能力の向上	12
【取組方針（5）学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進】	
取組内容⑨ 学校運営体制の充実	13
【取組方針（6）児童生徒の安全確保】	
取組内容⑩ 児童生徒の安全確保	14
【取組方針（7）教育の環境や条件の整備】	
取組内容⑪ 教育の環境や条件の整備	15
II 社 会 教 育	
1 令和3年度 社会教育の取組方針	16
2 社会教育の取組内容	
【取組方針（1）生涯学習の推進】	
取組内容① 生涯学習	17
【取組方針（2）文化・芸術の振興と充実】	
取組内容② 文化芸術	18
【取組方針（3）生涯スポーツの推進】	
取組内容③ 運動・スポーツ	19
【取組方針（4）図書館サービスの充実】	
取組内容④ 図書館	20

# 教 育 方 針

熊取町教育委員会では、どのような時代にあっても「自立した一人の人間」として、心豊かにたくましく生き抜くことのできる人材の育成をめざしている。

2017年に告示の「学習指導要領」では、「主体的、対話的で深い学び」の視点に立った授業を通して資質・能力を身につけ、生涯にわたって積極的に学び続けることを目標としている。また、その前文では、「一人一人の児童が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手」となることが明示されている。これからは、環境や人権・開発などの課題を主体的に考え、公正で持続可能な社会をつくるために行動する人を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD）」を進めていくことが重要である。

一方、社会教育においても持続可能なまちづくりに向けた社会的課題や地域課題の解決に取り組む学びの機会を充実し、社会教育活動への地域住民の参画・協働を促進するよう求められている。

責任ある社会の一員として生きていくため、学校も含めた地域社会全体で教育の向上に取り組み、質の高い教育とSDGs達成のための教育環境への取組みを進めることが重要である。

係る考え方のもとに策定した「熊取町教育大綱」に基づき、熊取町教育方針を策定し、重点的な取組方針を、以下のとおり取りまとめた。

## 〔学校教育〕

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上
- (2) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成
- (3) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成
- (4) 教職員の資質能力の向上
- (5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進
- (6) 児童生徒の安全確保
- (7) 教育の環境や条件の整備

## 〔社会教育〕

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 文化・芸術の振興と充実
- (3) 生涯スポーツの推進
- (4) 図書館サービスの充実

これらの重点的な取組方針に基づき、具体的な取組みを推進し、本町教育の充実に努める。

## I 学校教育

### 1 令和3年度 学校教育の取組方針

#### (1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上

新学習指導要領を見据え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養う。

また、ICTを活用するなど学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた教育を一層推進するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行い、「確かな学力」の育成を図る。

#### (2) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成

自他の人権を尊重しながら、主体的に行動できる児童生徒を育成するため、あらゆる教育活動において、人権教育を計画的・総合的に推進する。

また、道徳教育等の充実を通して、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、公共の精神を育み我が国や郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性をはぐくむ取組みを進める。

#### (3) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成

ボランティア活動をはじめとする様々な体験活動の充実を図り、望ましい人間関係の形成や、社会生活上のルールへの習得などの社会性、社会の基本的なモラルなどの倫理観や規範意識の育成に努める。

また、いじめ、問題行動、不登校などの諸問題に対応するため、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことのできる生徒指導体制や相談体制を充実するとともに、子ども家庭センターや警察など、地域や関係機関との連携などに努める。

#### (4) 教職員の資質能力の向上

教職員としての責務を自覚し、町民の信頼に応えられるよう、児童生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、より確かな人権意識の育成を図るため、組織的・継続的に教職員研修を実施し、知識・技能や資質能力などの向上を図る。

また、主体的に学び、行動できる児童生徒を育成するため、教職員は児童生徒自らが学びに向かうための支援者(ファシリテーター)としての役割を果たせるように努める。

#### (5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進

家庭や地域の教育的ニーズを踏まえ、当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、各学校において校長のリーダーシップのもと、自主的・自律的に一人ひとりの児童生徒の状況に応じたきめ細かい特色ある教育活動を展開できるよう、学校運営体制の整備・充実を図り、学校の組織力の向上に努める。

また、学校が家庭や地域社会の信頼に応え、創意工夫を凝らした教育活動を展開するため、学校の教育目標や教育活動の実施状況を明らかにするなど、保護者や地域住民に幅広く積極的な情報提供や働きかけを行うとともに、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映し、家庭や地域社会と共に児童生徒を育てていくという視点に立った学校運営に努める。同時に教職員の勤務時間の適切な管理に努める。

#### (6) 児童生徒の安全確保

保護者や地域の関係団体などの協力を得て、地域と一体となって児童生徒の安全確保のための方策を講じるとともに、学校安全教育や防災教育を推進し、児童生徒がそれぞれの状況に応じて、危険に適切に対応できる能力を育成する。また、新型コロナウイルス感染症対策および児童生徒の心身の状況把握に努める。

(7) 教育の環境や条件の整備

児童生徒が、将来にわたって安全で快適な学校生活を送れるよう、大規模改造工事やトイレ洋式化工事をはじめ、各校の実情に応じた適切な施設の整備、修繕を進める。また、児童生徒の1人1台端末を整備した「GIGAスクールくまとり」の導入を契機に、ICTを一層効果的に活用した学習活動ができるよう、その運用の充実に努める。

自校調理方式による学校給食を今後も維持発展するため、適切な栄養士の配置、調理室内の衛生環境や労働環境の維持改善に向けた取組みを進める。

また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、児童生徒が均しく義務教育を受けることができる条件を確保する。

## 2 学校教育の取組内容

### ①学習指導【取組方針（1）基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上】

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上

#### 令和3年度の方針

- 「確かな学力」の育成
  - ・学習指導要領に即した、基礎的、基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成
  - ・「全国学力・学習状況調査」、「チャレンジテスト」、「大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）」などの分析結果を活用した児童生徒への教育指導の充実
  - ・児童生徒の発達段階に応じた言語能力を高める取組みと言語活動の充実
  - ・担当者会や校内研修等の定期的開催を通じた組織体制の充実
- 個に応じた教育の充実
  - ・児童生徒の課題意識から出発した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
  - ・個に応じた指導を充実するための習熟度別指導等を含む指導形態や指導体制、ICTの効果的な活用など、指導方法の工夫・改善の推進
  - ・学年ごとの到達目標や評価規準の明確化と児童生徒の学習の推進
  - ・多様な観点から授業を評価・検証する取組みの推進
    - 研究授業の計画的・組織的な公開の実施と他校の教員による授業評価の実施
    - 児童生徒、保護者や学校協議会委員などによる授業評価の実施
  - ・小・小・中中・小中などの学校間での情報交換など計画的・組織的な研究交流の推進
  - ・日本語指導が必要な児童生徒に対する教育的ニーズに応じた支援
- 社会の変化に主体的に対応し行動できる力の育成をめざした教育活動の推進
  - ・児童生徒が主体的に展開する学習
  - ・「総合的な学習の時間」における各教科などとの関連性の明確化
  - ・地域や学校の特色を生かした環境、福祉、国際理解、平和教育などの推進
  - ・体験的、問題解決的な学習形態の重視
  - ・ALT（外国青年英語指導助手）や専科教員を活用した小中学校外国語教育の推進
  - ・小中連携教科教員を活用した小中学校間の連携強化と系統性のある学習活動の推進
  - ・小学校におけるプログラミング教育を通じた「プログラミング的思考」の育成とICTを必要に応じて活用し問題を発見・解決しようとする態度の育成
  - ・情報手段を適切に活用し、必要な情報を収集・判断・処理する資質・能力を高める学習や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等の理解を深める指導の推進
  - ・自他の権利を尊重し、情報を責任を持って正しく安全に利活用するための情報モラルの育成
  - ・指導と評価の一体化による授業改善と教育効果の向上
  - ・各小中学校における学習規律の確立
- 読書活動の充実と学校図書館の活用
  - ・児童生徒の読書習慣の確立と読書指導を通じた豊かな人間性や言語能力の育成
  - ・読書センター・学習センター・情報センターとしての学校図書館の機能の充実

○地域人材との協働による学習指導の推進

- ・町内大学インターンシップ生の受入、学習支援ボランティア派遣事業の充実
- ・「総合的な学習の時間」などへの地域人材講師の招聘
- ・放課後や長期休業期間などを活用した多様な学習機会の工夫

○家庭における学習習慣の育成

- ・学びの自立をめざした自学自習力の育成
- ・保護者・地域人材と連携した取組みの推進

② 道徳教育【取組方針（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成】

豊かな人間性を育み、ともに「よりよく生きよう」とする態度の育成

令和３年度の方針

- 豊かな心を育む教育の一層の充実
  - ・道徳科を要として、学校の教育活動全体で行う道徳教育の推進
  - ・児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成するための指導方法の工夫改善の推進
- 道徳教育推進体制の充実
  - ・道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教員）を中心に全教職員が参画する道徳教育推進体制の確立
  - ・学校の道徳教育の方針に基づく全体計画、年間指導計画・別葉の見直し、特別の教科道徳と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を意識したカリキュラム・マネジメントの実現
- 特別の教科 道徳の授業の充実
  - ・特別の教科 道徳の授業研究を柱とする校内研修の推進
  - ・各校（各学年）道徳重点内容項目の年間複数回授業実施の推進
  - ・教科書、国、府作成の道徳実践活動学習教材の使用および学校の実状に応じた道徳教材の工夫と活用
  - ・児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の把握による指導と評価の一体化の実現
- 家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の展開
  - ・授業公開や地域の人々の特別の教科 道徳の時間への参画
  - ・ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動などの豊かな体験を生かす工夫
- 道徳教育における重点事項
  - ・自立心や自律性、自他の生命を尊重する心や思いやる心の育成
  - ・伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心の育成
  - ・公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める精神の育成
  - ・国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献しようとする意欲の育成

③ 人権教育【取組方針（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成】

生命の尊さに気付かせ、互いを大切にする豊かな心の育成

令和３年度の方針

○推進体制の充実

- ・全教育活動を通して「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、文部科学省が策定した「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年3月）を活用した、組織的、系統的な人権教育の推進
- ・校内研修体制の推進
- ・教職経験年数の少ない教員への研修の充実
- ・一人ひとりの人権が尊重された学校づくりと、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止に向けた教職員の意識の高揚のための研修及び関係機関との連携
- ・関係研究会と連携した人権教育に関する研究の充実と学校間・異校種間の連携の推進

○人権尊重の視点に立ち、一人ひとりを大切にしたい指導の充実

- ・児童生徒の発達段階や実態に根ざした体系的な指導計画の立案
- ・各学校の課題を踏まえた特色ある人権学習の推進
- ・生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育の推進
- ・関係法令等を踏まえ、すべての児童生徒の人権が尊重される教育の推進
- ・参加的・体験的な学習等、児童生徒が主体的に取り組み、実践力につながる指導方法の工夫・改善
- ・人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育の推進

○学校・家庭・地域の連携による人権教育の充実

- ・PTA活動における人権学習の推進と学習機会の充実
- ・家庭や地域との連携の推進
- ・地域の人材の活用

④ 支援教育【取組方針（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成】

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

令和３年度の方針

- 「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進
  - ・地域における共生社会の実現をめざし、すべての児童生徒に対する支援教育の理解と啓発の推進
  - ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組の推進
  - ・ユニバーサルデザイン(指導法を工夫し、教室や学習環境を整備することにより、すべての子どもにとって学びやすくなる)による授業づくりなどの全校的な支援体制づくりと教育活動の展開
  - ・障がいのあるすべての児童生徒の社会参加と自立をめざす教育の実施
  - ・町立学校と支援学校との協働研究の充実と研究内容や成果の情報共有の推進
  
- 支援教育推進体制の充実
  - ・支援教育コーディネーターを核とした総合的な校内の支援体制の充実
  - ・障がいのある児童生徒への適切な指導や必要な支援等に対応できるよう、研修の充実及び教職員の資質向上
  - ・交流及び共同学習の推進と充実並びにその観点を踏まえた教室配置等教育環境の整備
  - ・保・幼・小・中と支援学校との連携と交流の推進
  - ・支援学校のセンター的機能を活用した地域支援ネットワークの充実
  - ・就学前から就労までを見通した就学支援体制の充実
  - ・関係機関との連携による「熊取町子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」を通じた０歳から１８歳になるまでの一貫した相談・支援体制の充実
  - ・障がいのある生徒の校内進路指導体制の充実
  
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
  - ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」（きずなシート）の作成と活用を通じたきめ細かな指導並びに定期的な評価・点検・見直しによる内容の充実
  - ・障がいの状況等を的確に把握し、個性や能力を伸ばすための教育課程の編成
  - ・合理的配慮の観点を踏まえた障がいのある児童生徒に対する適切な指導、必要な支援及び環境整備等の実施
  - ・通常の学級における発達障がい等の支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提とした指導の工夫や学びの支援の充実
  - ・通級指導教室における指導・支援の充実及び通常の学級との連携の推進

⑤ 健康教育【取組方針（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成】

健康や体力の増進

令和３年度の方針

○運動に親しむ態度の育成と体力づくりの推進

- ・学校全体で生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけるため、運動の楽しさやすばらしさを体験させる活動の充実
- ・児童生徒が自らの体を動かすことのできる機会の拡充とその能力や態度の育成
- ・基礎的体力の向上をめざした個に応じた指導法の工夫・改善
- ・各校において作成された「体力づくり推進計画」をもとにPDCAサイクルに基づく体力向上の取組みの実践
- ・地域人材や関係団体との協働による多様な運動機会の工夫と活用

○心身両面にわたる健康を保持増進できる実践力の育成

- ・家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠といった「健康の３原則」の理念を徹底し、児童生徒が自ら健康を保持増進していくことのできる実践力の育成
- ・関係諸機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室等の実施と保護者への啓発
- ・思春期における自分らしさの形成やストレスへの対処など、健康に関する指導の充実及び相談体制の確立
- ・全教職員の共通理解のもと、児童生徒の発達段階を踏まえた性教育の実施
- ・教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底と適切な対応が行える体制の整備
- ・新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症を予防するための指導の徹底と適切な対応及び感染症についての正しい知識の習得をめざした学習指導の充実
- ・「熊取町部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）に基づく部活動の実施

○「食」に関する指導の充実

- ・「食に関する指導の手引き」を参考にした「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・食に関する指導を推進するための校内体制の整備
- ・学校教育活動全体を通じた食に関する指導の推進及び児童生徒の実態に合った指導をめざした工夫改善
- ・学校、家庭、地域、関係機関が連携した望ましい食習慣、食物を大事にする心等の育成
- ・衛生管理の徹底

⑥ 生徒指導【取組方針（3）社会の一員としての自覚と規範意識の醸成】

児童生徒の理解と生徒指導体制の充実

令和3年度の方針

- 「成長を促す指導」の推進
  - ・教職員の連携と協働による組織的かつ機能的な生徒指導体制の充実
  - ・社会生活を営む上での倫理観や規範意識などを確実に身につけさせるための全校的な生徒指導体制の確立
- いじめ・不登校・問題行動などへの積極的な対応
  - ・子どもの不安や悩みを受け止める校内教育相談体制の充実と個に応じたきめ細かな指導の充実
  - ・保・幼・小・中連携によるいじめ、不登校や問題行動などの未然防止の取組みの充実と早期発見・早期対応の体制づくり
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や地域人材等外部人材を活用したチーム支援の充実
  - ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、いじめを絶対に許さない学校づくりといじめを発見した際に、確実に解決できる体制づくり
  - ・熊取町いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針に基づいた取組みの推進
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童生徒や障がいのある児童生徒、外国にルーツのある児童生徒、性的マイノリティ等に係る児童生徒等に対して、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する組織的な指導体制づくり
- 人権教育・道徳教育と関連した生徒指導の推進
  - ・あらゆる教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの生命の大切さや善悪の判断など人間としての基本的な倫理観や規範意識、人権感覚の育成
  - ・携帯電話、スマートフォン等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にかかわるいじめや性犯罪などの未然防止と対応
  - ・携帯電話、スマートフォン等の使用についての家庭におけるルールづくりなどの保護者への啓発や被害・加害から児童生徒等を守るための支援体制の確立
- 虐待の早期発見と迅速な対応
  - ・「熊取町子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」による虐待への迅速な対応とケース会議の充実
  - ・福祉部局や地域と連携した日常的な児童生徒の実態把握と、虐待若しくはその疑いがある場合に即応できる体制の充実
  - ・虐待に対する理解と認識を深める実践的な研修の充実
  - ・子どもや保護者との信頼関係の構築

⑦ 進路指導【取組方針（3）社会の一員としての自覚と規範意識の醸成】

生涯にわたって主体的に生きる力の育成

令和3年度の方針

- 望ましい勤労観、職業観を育む教育の充実
  - ・社会的・職業的自立に向けて、必要な資質・能力の育成をめざしたキャリア教育の充実
  - ・中学校区のキャリア教育全体指導計画に基づいた取組みの推進
  - ・キャリア・パスポート（児童生徒が自分の成長や自己評価するための振り返り活動）の作成および活用
  - ・児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を育む指導の推進
  - ・生徒が自らの意志と責任で進路を選択し、決定する能力・態度の育成
  - ・成就感や達成感、自己有用感の獲得と自己理解の深化をめざし、職場体験、保育体験ボランティア体験などの体験活動の充実と指導方法の工夫・改善の推進
- 校種間連携の推進
  - ・クラブ訪問、授業体験等を通じた小中学校連携の推進
  - ・学校行事の交流など、幼児・児童・生徒がともに活動する場の充実
- 進路指導体制の充実
  - ・公立高等学校入試制度の変更内容や府立高等学校の再編整備等について生徒・保護者への周知、進路情報の提供、進路ガイダンス機能の充実
  - ・主体的かつ多様なニーズに応じた幅広い進路選択のための情報・資料の提供
  - ・配慮を要する生徒へのより丁寧な進路指導
  - ・「奨学金制度」の趣旨と役割、内容の周知等、積極的な進路選択支援の充実

⑧ 教職員の資質能力の向上【取組方針（４）教職員の資質能力の向上】

教職員の資質能力の向上と実践に生かせる研究の推進

令和3年度の方針

○校内研修体制の整備

- ・学習指導の内容・方法や適切な学習評価、児童生徒理解・生徒指導上の課題などについて、明確な目標を設定した校内研修の推進
- ・今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の育成を目的とした組織的・計画的な研修の実施
- ・今日的課題や人権教育を推進するための研修の改善・充実
- ・中学校区における校種を越えた研究授業の参観・交流などの実施
- ・ICT（情報通信技術）を活用した授業や研修の推進
- ・互いに資質・能力を高めあう職場環境づくりの推進
- ・学力向上担当者連絡会の開催

○初任者・中堅教員の資質・能力の向上

- ・初任者研修の充実
- ・中堅教諭等資質向上研修の充実
- ・中堅教員研修の充実
- ・初任者指導教員連絡会の開催
- ・首席や指導教諭などを中心としたOJT（On-the-Job Training）による校内研修の推進
- ・大阪府教育委員会と連携した授業改善のための研修の実施

○教職員の評価・育成システムの活用

- ・教職員の評価・育成システムの円滑な実施による教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化
- ・「指導力が不十分である」と考えられる教諭などの的確な状況把握と実効性のある研修の実施
- ・大阪府教育委員会と連携した指導改善研修の実施

○住民の信頼に応えることのできる教職員の育成

- ・住民の信頼に応えることのできる学校づくりのため、教職員の遵法意識や人権意識の向上に向けた研修の充実
- ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関する研修の実施と校内相談体制の整備・充実
- ・体罰や情報漏洩などの防止に向けた研修の充実

⑨ 学校運営体制の充実【取組方針（５）学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進】

学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進

令和３年度の方針

○学校運営体制の充実

- ・全教職員の参画による学校運営体制の充実
- ・学校教育自己診断の実施と活用
- ・開かれた学校づくりの推進と学校運営の透明性の確保
- ・首席、指導教諭の有効な活用と将来を見据えたミドルリーダーの育成
- ・関係法令及び規則に基づいた教職員の勤務時間の適切な管理

○教職員の服務規律の確保

- ・教育公務員としての自覚の高揚（法令等の遵守）
- ・住民の負託に応える職務の遂行
- ・信用失墜行為の禁止（綱紀粛正の徹底）
- ・体罰の禁止の徹底
- ・教職員の服務に関する資料の配付と理解の推進

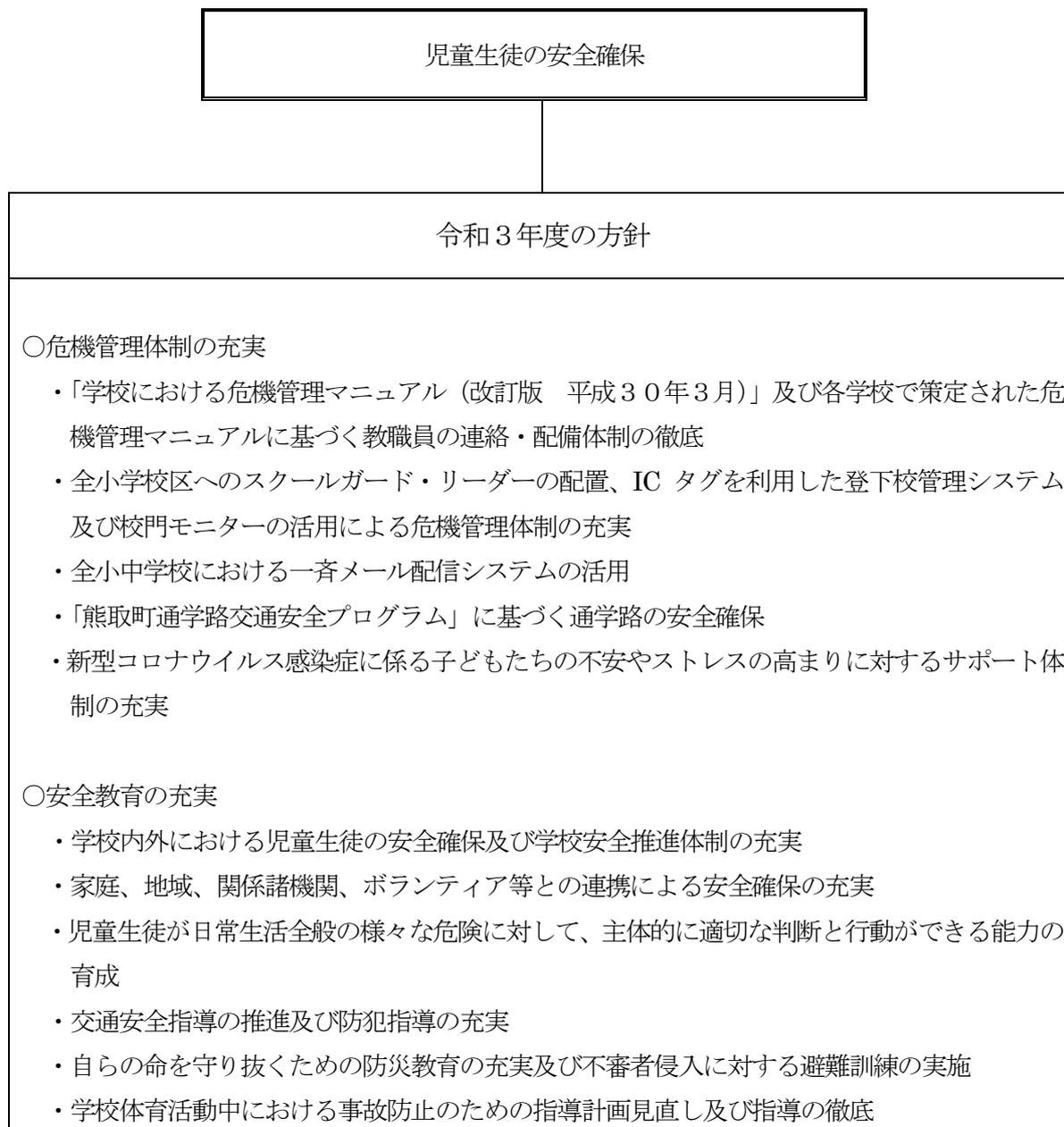
○教育情報の管理・保持の徹底

- ・公文書の適切な管理と個人情報の保護に向けた組織的な取組みの徹底
- ・電子情報の特質に応じた適切な情報管理体制の確立と管理責任の明確化

○家庭や地域との連携の推進

- ・学校運営の改善のため、「学校協議会」の開催、「学校教育自己診断」の実施などを通じた保護者や地域住民などの意向の把握およびその活用
- ・「学校協議会」や「学校教育自己診断」などの情報の公開の推進
- ・くまとり地域教育協議会連絡会や中学校区別地域教育協議会の活動の推進と家庭・地域・学校の協働による教育力の向上

⑩児童生徒の安全確保【取組方針（6）児童生徒の安全確保】



⑪教育の環境や条件の整備【取組方針（7）教育の環境や条件の整備】

教育の環境や条件の整備

令和3年度の方針

○教育の環境や条件の整備

- ・ 計画的に進めている学校施設の改修工事として、東小学校の大規模改修工事（特別教室・管理棟）及び熊取北中学校、熊取南中学校のトイレ洋式化改修工事の実施及び熊取中学校の工事設計
- ・ 老朽化が進む学校施設について、長寿命化計画を策定し、適切なタイミングで施設の改修等を行い、将来にわたって安全で快適な学習教育環境の維持に努める。
- ・ 栄養士の配置、衛生管理、物資調達等の推進体制を強化することによる安全・安心でおいしい給食の安定提供
- ・ 府費負担栄養教諭の配置数減を、町費栄養士の加配により補うことによる、一人当たり2校をカバーできる体制の確保
- ・ 調理室内のスポットクーラーの設置による衛生環境や労働環境の改善と恒久的な空調設置の検討
- ・ 新型コロナウイルス感染予防対策への取り組みとして、教室やトイレ等の消毒や感染拡大防止に必要な物品等の整備、スクールサポートスタッフの配置等の推進
- ・ 学校事務系など統合した機能（成績処理、保健系等）を有した統合型校務支援システムの導入による業務負担の軽減や情報の一元管理及び共有

○児童生徒の学習環境の整備

- ・ 各小中学校のコンピューター室に配備するタブレット端末等の継続活用
- ・ 国の「GIGA スクール構想」の推進としての校内 LAN 及び児童生徒1人1台学習用端末の活用推進
- ・ 授業等でICTを活用したサポートを行うためのICT支援員の配置

○教育の機会均等の確保

- ・ 経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費を支給することによる教育の機会均等の確保

## II 社会教育

### 1 令和3年度 社会教育の取組方針

#### (1) 生涯学習の推進

町内大学との連携、地域人材の活用等を行いつつ、社会的要請や学習ニーズに応じた講座・学習の機会の提供に努めるとともに、学習成果の発表・活用機会の充実を図る。

学校・家庭と社会教育団体等をはじめとする地域との連携により、学校の教育活動の支援や登下校時の見守り活動等を行い、子どもたちの安全・安心な居場所づくり、青少年の健全育成に努める。

生涯学習関連部局をはじめとする庁内関係部局と各種講座等事業に関して連携を図り、更なる住民サービスの向上に努める。

#### (2) 文化・芸術の振興と充実

多様化する住民の文化・芸術活動に対応できるよう、地域の歴史資料の収集をはじめ、イベント情報など幅広い情報を収集するとともに、それぞれの活動者に応じたより効果的な情報の提供に努める。

住民が安全に安心して活動できるように施設の適正な維持管理を行うとともに、施設の適正配置を考え、より効率的な施設運営を目指す。また、各施設の特性に応じ、さまざまな学習活動に適した施設の整備に努める。

文化・芸術活動の発表機会の充実やきっかけづくりとなるような事業を実施し、住民の自主活動の支援に取り組むとともに町内大学との連携を深め、その特色とノウハウを活かしたイベント等を実施する。

#### (3) 生涯スポーツの推進

住民のニーズに応じたスポーツ教室や各種スポーツイベントの開催、また、スポーツ関係団体の支援、育成、身近でハイレベルな競技や試合を観ることができる大会の招致など、スポーツに親しむ機会及びスポーツへの興味・関心、参加意欲を持つ機会の充実に取り組む。

さらに、町内各大学と連携したイベント等の実施やスポーツ指導者等の確保、養成と資質向上に努める。

#### (4) 図書館サービスの充実

地域を支える情報拠点として、新鮮で適切な蔵書構成の維持に努め、地域の情報を収集するとともに、誰もが読書に親しめる環境づくりを推進する。また、多様な学習活動機会の提供に努め、住民の自主的な活動を支援するとともに、住民団体・関係機関等との協働による事業を進める。

子どもの読書活動については、「熊取町第3次子ども読書活動推進計画」の期間満了に伴い、新たに策定する「熊取町第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、引き続き読書環境を整備する。

## 2 社会教育の取組内容

### ① 生涯学習【取組方針（1）生涯学習の推進】

#### 生涯学習の推進

#### 令和3年度の方針

##### ○学習機会の提供

- ・学習活動に関する情報の収集と適切な保存管理
- ・HPをはじめとするICTを活用した学習情報の提供
- ・社会的課題や多様な住民ニーズを踏まえた講座の実施
- ・社会状況等の背景をテーマに反映した講座等を通じた人権学習の機会の確保
- ・学習活動に関する情報の集約化及び集約した情報を介したネットワークづくり

##### ○学習環境の整備

- ・生涯学習関連施設の適切な維持管理（感染症等対策を含む）
- ・学習活動の場としてのさまざまな施設の利活用の検討
- ・窓口サービスの向上等による生涯学習関連施設の利用促進
- ・町内大学との連携協力による学習活動機会の充実

##### ○自主活動の支援

- ・住民のスキルやノウハウを活かした協働事業の効率的な展開
- ・「くまとり人材バンク制度」の利用促進
- ・各種学習活動団体の活動情報の発信等を通じた活動の担い手の発掘等の支援
- ・社会教育関係団体の自主性を尊重した団体活動の支援

##### ○地域連携の推進

- ・青少年健全育成に関わる団体等の連携・交流の機会づくり
- ・住民協力団体や庁内関係部局と連携した子どもの安全・安心な居場所づくり
- ・学校・家庭・地域の連携強化

##### ○推進体制の整備

- ・庁内関係部局との各種講座や事業に関する情報共有と連携による情報発信
- ・子育てや福祉関係部局との連携を通じた子ども・高齢者・障がい者へのサービス向上
- ・研修メニューの充実等による職員の能力向上
- ・本町における生涯学習の在り方等、社会教育委員会議における議論の活発化
- ・生涯学習推進計画に基づいた事業・施策の実施とその成果・進捗状況の評価・確認

## ②文化芸術【取組方針（２）文化・芸術の振興と充実】

### 文化・芸術の振興と充実

#### 令和３年度の方針

##### ○学習機会の提供

- ・文化・芸術、地域の文化財に関する情報の収集と適切な保存管理
- ・ICTを活用した地域資料のデジタルアーカイブ化の実施
- ・様々な文化・芸術情報の積極的な提供
- ・郷土の歴史や文化に関する企画展等の開催など多様な学習機会の充実

##### ○学習環境の整備

- ・文化施設の適切な維持管理と効率的な運営（感染症等対策を含む）
- ・公民館・町民会館の整備の推進
- ・窓口サービスの向上等による文化施設の利用促進
- ・指定文化財の計画的な補修、整備の推進
- ・地域の歴史資源を活かした事業の開催

##### ○自主活動の支援

- ・住民団体等との協働による多様な文化事業の実施
- ・発表・活動機会の充実を通じた活動団体の育成と自主活動の支援
- ・各種活動団体の活動情報の発信を通じた活動の担い手の育成支援

##### ○地域連携の推進

- ・町内大学の特色やノウハウを活かした連携によるイベント等の開催

##### ○推進体制の整備

- ・庁内関係部局と各種講座や事業に関する情報共有と連携による情報発信
- ・住民サービスの向上につながる職員の能力、専門性の向上
- ・生涯学習推進計画に基づいた事業、施策の実施とその成果、進捗状況の評価、確認

### ③運動・スポーツ【取組方針（3）生涯スポーツの推進】

#### 生涯スポーツの推進

##### 令和3年度の方針

- 学習機会の提供
  - ・ 学習活動に関する情報の収集と適切な保存管理
  - ・ ICTを活用した情報提供
  - ・ スポーツ教室・イベント等の情報発信
  - ・ スポーツ活動へのきっかけづくり
  - ・ 各種スポーツイベントの開催
  - ・ 健康寿命を延ばす取組み
- 学習環境の整備
  - ・ 施設の計画的な維持管理（感染症等対策を含む）
  - ・ さまざまな施設の利活用
  - ・ スポーツ施設の活用
- 自主活動の支援
  - ・ 住民との協働による事業の実施
  - ・ スポーツリーダーバンク等の活用
  - ・ 住民活動を活性化するための支援
  - ・ スポーツコミッションとの連携・協力及びスポーツ関係団体の支援・育成
- 地域連携の推進
  - ・ 町内大学と連携したイベント等の開催
  - ・ スポーツを通じた地域交流・まちづくり
- 推進体制の整備
  - ・ 庁内関係部局との情報共有と情報発信
  - ・ 職員の能力・専門性の向上
  - ・ 生涯学習推進計画に基づいた事業、施策の実施とその成果、進捗状況の評価、確認

#### ④図書館【取組方針（４）図書館サービスの充実】

### 図書館サービスの充実

#### 令和3年度の方針

- 学習機会の提供
  - ・新鮮な資料や地域の資料など幅広い情報の収集・整理
  - ・雑誌オーナー制度の実施
  - ・ICTを活用した環境の整備
  - ・地域資料のデジタルアーカイブ化の実施
  - ・図書館の蔵書やサービスの情報発信
- 学習環境の整備
  - ・施設の適切な維持管理（感染症等対策を含む）
  - ・居心地の良い場所づくり
  - ・読書活動の支援
  - ・障がい者サービス・シニア層向けサービスの実施
  - ・レファレンスサービスの向上
  - ・町内大学との連携による読書活動や学習活動機会の充実
- 子どもの読書環境の整備
  - ・子どもの読書活動を支える体制づくりの推進
  - ・ブックスタート及び子育て支援事業の実施
  - ・保育所(園)・認定こども園・幼稚園への支援
  - ・学校図書館支援センターとしての機能の充実
  - ・子どもが本に親しむ機会の充実
  - ・「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施
  - ・地域の読書活動への支援
  - ・障がいのある子どもへの支援
- 自主活動の支援
  - ・住民の知的関心に応える協働事業の実施
  - ・ボランティア活動の支援と促進
  - ・住民の文化・芸術活動活性化につながる取組みや自主的な活動への支援
- 地域連携の推進
  - ・住民団体・関連機関等との協働による事業の実施
- 推進体制の整備
  - ・庁内関係部局との情報共有の推進及び連携による事業の実施
  - ・司書の専門性向上
  - ・図書館協議会の活用